

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の  
敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
北陸研開発株式会社	金沢市 湊3丁目	8番6	宅地	13,339.43	破碎施設 ・がれき類 1,152 t/日

**理由**

北陸研開発(株)は、土木事業の他産業廃棄物収集運搬処分業を営んでいる。当敷地には平成14年に移転し、平成17年から廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びがれき類等産業廃棄物の保管場所としても利用している。

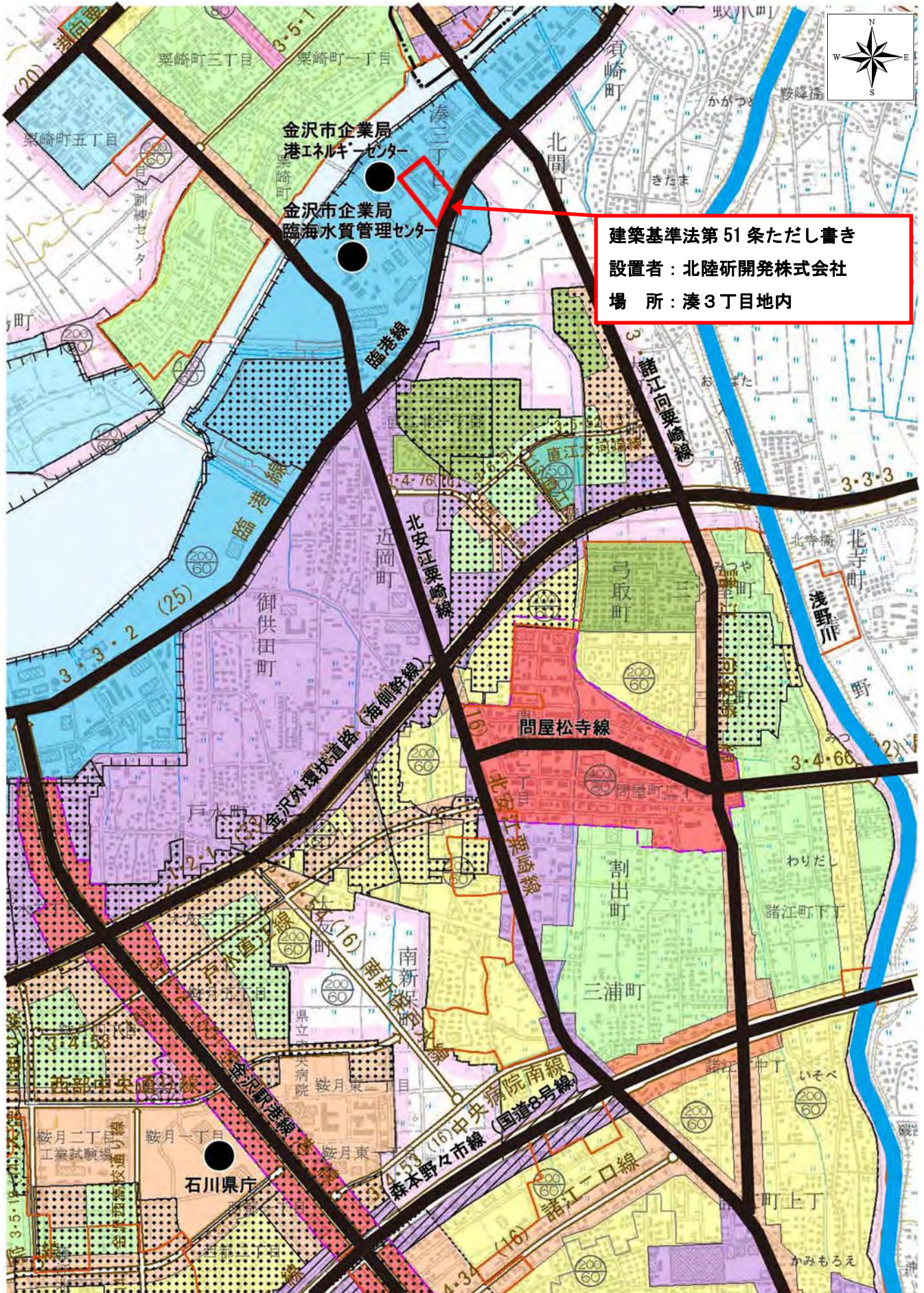
今回、これらの産業廃棄物のうちガラスくず、陶磁器くず及びがれき類について、新たに破碎施設(1,152 t/日)を設置し中間処理を行うものである。

当施設は、市街化区域に位置しており、都市計画審議会の付議基準

- ①工業専用地域に位置している。
- ②住居系用途地域、学校、保育所及び病院から100m以上離れている。
- ③搬入口、搬出口に接する道路は8m以上である。
- ④敷地内の緑化に努めている。
- ⑤公害防止対策が図られた計画である。

これらの要件を満たしていることから、建築基準法第51条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないものと判断する。





建築基準法第51条ただし書き  
設置者：北陸研開発株式会社  
場所：湊3丁目地内



